



市章

# 大津市公報

令和8年4月1日  
号外(第26号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

○ 規	則	
16	大津市市税規則の一部を改正する規則	1

## 規則

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第16号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に、「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「第86条第3項ただし書」を「第86条第2項ただし書」に改め、「の種別割」を削る。

第50条の2の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

第53条の見出し、第53条の2の見出し及び第56条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

様式第5号及び様式第51号の5中「軽自動車税種別割納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

様式第51号の6中「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」に、「軽自動車税(種別割)は」を「軽自動車税は」に改める。

様式第77号の6中「改修実演芸術公演施設に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書」を「改修特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書」に、

「

施設の内容(該当する □にレを記入してください。)	<input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> 演芸場 <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 公会堂	を
------------------------------	---	---

」

「

施設の内容		に、
-------	--	----

」

- 「
- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し
  - (2) 主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類
- 」

- 「
- (1) 施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
  - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類
- 」

改める。

様式第81号中「軽自動車税（種別割）納税通知書 兼 領収証書」を「軽自動車税納税通知書 兼 領収証書」に改める。

様式第81号の2及び様式第81号の3中「軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）」を「軽自動車税納税通知書（口座振替用）」に改める。

様式第82号中「軽自動車税（種別割）税額変更通知書」を「軽自動車税税額変更通知書」に改める。

様式第88号中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に、「（種別割）の減免」を「の減免」に、「種別割の」を「軽自動車税の」に、「（種別割）及び軽自動車税（種別割）」を「及び軽自動車税」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則の規定に基づく様式による納付書等は、当分の間、なお使用することができる。